



地域ぐるみでの 住宅用火災警報器の設置に対して補助を行います

《自治会等での取り組みをお願いします》

消防法の改正により、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、すべての一般住宅において平成23年5月31日までに設置することとなっています。

町では、緊急経済対策の一環として、防災意識の高揚と、住宅火災から住民の生命・財産を守るために自治会等において地域ぐるみで取り組みをされる「住宅用火災警報器」の設置費用に対して、その費用の一部を補助する制度を新設しました。

住宅用火災警報器を設置されていない世帯はもちろん、すでに設置されている世帯につきましても追加設置などにぜひご活用ください。

■補助額

1個につき 1,000円

※ただし、1世帯あたり2個を限度

■補助の対象

原則として、自治会等の代表者など

■設置(補助)対象となる世帯

町内に住所を有し、現に居住している世帯

※ただし、下記の世帯は設置の対象となりません

○アパート等の賃貸住宅、社宅等の事業用住宅に居住している世帯

○「日野町高齢者および障害者等のための住宅用火災警報器給付事業」の制度に該当する世帯

■申請窓口

日野町役場 総務課 総務担当

☎ 62 6500

有線 5 7762

■補助の対象となる火災警報器

平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に、日野町内の販売店で購入した住宅用火災警報器で、次の①～③のすべてに該当するもの

①日本消防検定協会の鑑定合格品（NSマーク付き）

②電源は、電池式で電池寿命が10年式のもの、または交流式のもの

③煙感知式または熱感知式の警報器

（※煙感知式とは：寝室、階段等の「義務設置対象箇所」およびその他の居室に設置する機種

※熱感知式：主に台所への設置に適する機種

■自治会等からの補助申請・実績報告に必要なもの

①住宅用火災警報器補助金交付申請書

②住宅用火災警報器設置(予定)世帯一覧表

③住宅用火災警報器補助金実績報告書

④購入内容、購入日等が記載された領収書など

※自治会等での取り組みの対象とならない場合は、申請窓口までご相談ください。

《住宅用火災警報器の設置場所の例》



◎義務設置箇所 ・ 普段就寝している部屋（寝室）
（煙感知式） ・ 2階に寝室がある場合は、階段の天井部

◎任意設置箇所 ・ 台所や居室など
（煙感知式または熱感知式）



煙感知式



熱感知式
(主に台所へ設置)